**令和７年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務**

**仕様書**

１．業務名

令和７年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務

２．目的

県は、新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画に基づき、県民の重要な歴史・文化資源である沖縄固有の景観・風景・風土を重視した千年悠久のまちづくりを進め、人々を惹きつける悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成を進めているところである。

本業務は、沖縄らしい風景づくりや景観形成に向けて、風景づくりの主導的役割を担う地域人材及び風景づくりの専門的な知識を有する人材の育成を図ることを目的とする。

３．事業期間

契約締結日の翌日から令和８年３月19日(木)まで

４．委託業務の概要

(1) 風景づくりサポーターの育成

(2) 地域景観リーダーの育成

(3) 景観行政コーディネーターの育成

(4) 報告書の作成

(5) 打合せ

(6) その他、協議し決定した事項

５．委託業務の詳細

次のとおり人材育成の実施及び運営を行う。

※実施内容については企画提案を踏まえ、県と調整の上、決定するものとする。

(1) 風景づくりサポーターの育成

ア　美ら島沖縄風景づくり先導地区や同促進地区のモデル的地区から５箇所（自治会、通り会、学校区等の単位）の地域（内、首里城周辺地区から１箇所以上かつ浦添グスク周辺地区から１箇所以上）において、それぞれの景観特性にあった人材育成プログラムを実施するため、各箇所の景観に対する取り組みや課題、ニーズの把握を行う。

※美ら島沖縄風景づくり先導地区、同促進地区のモデル的地区についてはポータルサイト風景結々に詳細あり。

※別紙１「“美ら島沖縄”風景づくり行動計画の抜粋版」１ページ目を勘案して、対象地区を選定すること。

イ　幅広い年代層、より多くの住民が地域のまちづくりと関わり、継続的な取り組み及び良好な景観の形成につながるよう、地域特性に合わせたプログラムの検討及び作成を行う。

ウ　上記アの地域住民を対象に、講習会やまち歩き、ワークショップ、実地研修等を通し、地域の景観形成の担い手となる人材を育成する。実地研修（催し等を含む）の実施及び準備に係る材料費及び用具レンタル等の費用（以下、実地研修費）はアの箇所で合計150万円（税抜）以上とする。

※実地研修費は、エの講師への謝礼金や旅費交通費は含まれない。ただし実地研修（催し等を含む）を行う際に職人や専門家の招聘を要する場合は、その職人や専門家へ支払う経費は実地研修費に含まれる。

エ　講師の選定にあたっては、実施箇所及び市町村等と調整を行ったうえで、地元自治会や各市町村景観担当者等と連携し、地域のまちづくり活動を行っているNPO法人、景観整備機構、地域のまちづくり技術者、各市町村景観行政職員等地域のまちづくりと関係のある者を選定することとする。

オ　講習会等の開催については、各地域の公民館等で行うこととする。

カ　実地研修とその費用については県と協議の上、決定する。

キ　取組を実施した地域において、アンケート調査を実施する。項目は以下を参考に県と協議のうえ決定する。

a. 地域らしさを活かした風景であると感じるか

b. 地域で風景をつくることができていると感じるか

c. 人材育成の取組に対する満足度

d. 今後の展望や課題　等

　　ク　ア～キに関して、５箇所の地域で風景づくりサポーターの育成を行うと記載しているが、対象箇所を最低３箇所に減らすことも可能とする。ただし、減らした分は妥当な積算のもと参加が見込まれる新しい風景づくりサポーターの育成プログラムを提案すること。※新たな風景づくりサポーターの育成プログラムの提案はモデル的地区のみでなく沖縄県全域を対象としてもよい。

(2) 地域景観リーダーの育成

ア　風景づくりサポーター人材育成の対象箇所の地域のリーダーとなりうる人材（10名以上）を対象に、景観形成に係る全体講習会（半日程度・２回）、先導地区視察研修（半日程度・２回）を開催し、地域景観づくりの核となる人材を育成する。また、地域の協力が得られそうな時間設定とすること。

　　　※地域景観リーダー：自治会長、青年会代表、婦人会代表、老人会代表、専門知識を

有する住民、地域のNPO及び地域の景観整備機構

イ　講師の選定は県と協議の上、決定する。

ウ　ア～イに関して、地域景観リーダーの育成は講習会及び視察研修を合計半日程度４回としているが、地域の協力が得られる回数に減らし、減らした分は妥当な積算のもと新しい提案をすることも可能とする。

※「(1)風景づくりサポーターの育成　ク」で記述している減らした箇所分の業務と「(2)地域景観リーダーの育成　ウ」の減らした分の業務を合わせて新しい提案をすることも可能とする。

(3) 景観行政コーディネーターの育成

ア　県行政担当者（景観評価システム対象事業担当者）、県内市町村景観行政担当者を

対象に、県内外講師等による景観に係る基礎的研修を行う。

イ　県内市町村の景観行政担当者を対象に、県内外講師等による景観に係る実践的研修

を開催し、景観の実務に関する知識及び技術の向上を図る。

ウ　ア及びイの研修は延べ３日程度の研修とする。

エ　景観に係る県外先進地現地研修（２泊３日・１回）に係るプログラムの作成、研修

先との事前調整及び研修先での案内を行う。

オ　講師の選定及び県外先進地現地研修は県と協議の上、決定する。

【参考】市町村からのア～ウの研修内容についての要望

・景観計画改定について

・緑被率の設定について（景観計画）

・景観計画の届出と完了時の相違についての対応

・地域、事業者の合意形成の仕方

・助成金制度について

・景観地区・重点地区指定の方法やポイント

・維持やメンテナンスについて（赤瓦や緑化など）

・開発予定当初から景観のコンセプトを設定している事例

・既にある景観資源の活かし方、事例

(4) 報告書の作成

ア　業務概要、風景づくりサポーター育成の取組と結果、全体の総括、アンケート結果等をまとめた報告書を作成する。

イ　日報などの精算報告書を作成する。

(5) 打合せ

ア　本業務に関する打合せは原則３回実施する（着手１回・中間１回・最終１回）。

(6) その他、協議し決定した事項

６．再委託の制限事項

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分（契約金額の50％を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の業務）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない（これらの業務における補助業務等については、県と前もって協議すること）。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

７．再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、報告書印刷製本等の単純業務について第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

８．成果品について

本業務における成果品は次のとおりとする。

(1) 報告書（本編）　A4判・カラー150ページ以上　１部

(2) 報告書（資料編）　A4判・カラー・ファイル綴じ　１部

ア　本業務に係る支出等を確認できる資料及び講習等で使用した資料等を掲載・添付する。

(3) 報告書（本編）の概要パンフレット　A4判・カラー・16ページ程度　250部

ア　本業務の成果の抜粋を掲載する。

(4) (1)～(3)のデータ版（PDFデータとオリジナルファイルとする。画像については、オリジナルデータ(jpeg等)も格納する。）　DVD-R　1部

９．連絡調整

(1) 本業務の実施にあたり統括担当者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに沖縄県に対して、統括担当者の氏名及び役職等を報告すること。

(2) 統括担当者は、適宜、当該業務の進捗状況等について報告等を行うこと。その他、随時、沖縄県の求めに応じて報告・調整等を行うこと。

10．その他

(1) その他、本仕様書に示されていない事項については、協議の上、取り決めるものとする。